

# 國民所得論における「政府」の位置

都留重人

I 前言 II 問題提起 III 主な解決方法 IV 批判

## I

國民所得論は1929年大恐慌以後の時期において、特に著しい發達をとげた。それは一つには、恐慌對策として否應なしに政府の役割が大きくなり、そのために一國の經濟を總體として把握することが要請されたからでもあるが、元來、交換經濟妥當の概念である「國民所得」<sup>1)</sup> という考え方が、交換とはちがった原則によって經濟的行爲を行う政府の役割の擴大とともに發展してきたということは、たしかに歴史の皮肉である。

戰争中はもとより、戰後の現在においても、國の經濟活動の中で政府の占める役割はきわめて大きい。わが國のばあい、正確な統計はないが、去る4月15日のドッヂ氏の聲明<sup>2)</sup> の中には「國の經濟全體の中のおどろくべく大きな部分が政府による經濟行爲の形をとっており、……或る推定によれば、それは三分の二にも達すると見なされている」とのことであるし、英國のばあいは、去る3月に發表された「經濟白書」<sup>3)</sup> によると、1948年に政府の經常支出は總國民生產物の18パーセントを占めており、アメリカのばあいは、年頭の大統領經濟教書<sup>4)</sup> によれば、1948年に同様の割合が約四分の一であったと推定されている。こうなってくると、もはや、一國の國民所得を論するにあ

たっても、政府の役割を些細なものとして無視することはできなくなる。たとえば、所得分布を論するにしても、以前のように「税込み」の所得分布をこしらえるのでは不十分であって、「税引き」の所得の上に各階層が政府から受けるいろいろな最終財的サービスを加えて、所得分布を加工しなおさなければならぬ、というような問題もおこってこよう。<sup>5)</sup>

しかし、より基本的な問題は、交換原則にしたがわない政府の經濟行爲を、どのような方法に則って國民所得計算の中に織りこむかということである。この問題は、一應は定義と計測の問題であって、理論の問題ではないかにみえる。つまり、計測や取扱い上の便宜にもとづいて定義をおこない、いずれの方法をとるにしても、定義の上の約束を諒解して分析の道具とすれば大差ない問題と考えることもできるのである。ところが、問題はこれだけでは盡きない。交換經濟妥當の概念である國民所得概念の枠の中へ異質的なものを織りこもうといふのであるから、まず第一に、このような操作それ自體にたいする理論的な問題もおこってくるし、更には、從來までは普遍的・恒久的なものとして「内容」<sup>6)</sup> は論じても「形態」は論じなかつたところの「價値」概念について、否應なしにその社會制度的特徴を問題とせざるをえないハメに追いかむことにもなるし、したがって、

1) 都留重人「國民所得概念への反省」一橋論叢、第12卷第6號（昭和18年12月）を參照。

2) Nippon Times, 16 April 1949. ただし、この推定は政府支出の中にかなり重複勘定を含んだままであるため、大きすぎるようだ。

3) Economic Survey for 1949; 15, March 1949.

4) The Annual Economic Review; 7, January 1949.

5) たとえば Barna; Tibor; "Redistribution of Incomes through Public Finance in 1937," Oxford: Clarendon, 1945 を參照。

6) マルクス「資本論」第1篇第1章の註32（長谷部文雄譯、第1分冊、p. 270）を參照。

定義や計測の問題として追求するその過程において、いろいろな理論的な問題が、あるいは意識されて、あるいは意識されないまま、頭を出すこととなるのである。

本稿の課題は、「政府の經濟行爲をどのように方法に則って國民所得計算の中に織りこむか」という問題についての論争を整理して、一つの方法を提案することである。<sup>7)</sup>

## II

典型的な私企業體といふのは、資本金を資本家から借り、原料や機械などを他の企業體から買い、労働者をやつて、或る特定の商品を製造し、それを市場で賣って、最大の利潤を得ることを目的としている。そしてこのさい、企業の中につきこまれる生産要素を input とよび、企業が市場で賣ろうとする製品を output とよぶ。そして output の代價が input への支拂にあてられている。いま假りに政府をこのような私企業體になぞらえて、その input と output とを考えてみたらどういうことになるであろうか。input は明らかに政府が購入する財や政府がやとう労働力にあたるわけで、この點では私企業と大差がない。ただ企業利潤がないということは、その性格上當然のちがいである。output の方は、政府が政府として與えるもろもろのサービスにあたるわけで、その具體的内容においては、これを表象することができるが、それは市場において賣り出されるわけではないから、それを市場價格でもって量的に表現することはできない。そして私企業體のばあい、output の市場における代價が input への支

拂にあてられるのにたいして、政府のばあいには、output は「無償で」與えられるかわりに、國民は税金の形で output の享受とは一應無關係に購買力の一部を政府におさめる形をとっている。すなわち政府 output の享受と、それにたいする代價の支拂とが切りはなされて、それぞれが獨自の觀點から決定されるという形をとっているわけである。

そこで、政府の output にはどのような種類のものがあるかといふと、國有化された政府企業等を別とすれば、大別して三つのカテゴリーに分けることができよう。第一には、公園を作つてそれを維持する仕事や、無償の教育施設、醫療施設などのように、消費財的なもの。第二には、海外市場相談の仕事や規格標準化の仕事のように、民間企業を直接にうるおすようなもの。第三には、司法機關の仕事や國防施設のように、政府の仕事としては本來的であり一般的であるもの。以上三つである。更に、これを別の觀點からすれば、最終財的なものと中間財的なもの、というふうに概念の上で分けることもできる。消費財的なものや新資本形成は最終財的なものに相當し、民間企業にたいするサービスなどは明らかに中間財的なものに相當する。ただこのように二大別したばあい、政府の一般的な仕事がいずれの部類に屬するかということについては議論の餘地がある、論者のあいだでも意見は一致していない。ここでは、最終財的なものと中間財的なものとに概念上分けうるということだけが問題なのであって、實際の政府 output を統計的にどのようにふり分けるかということは、一應別個の問題である。(以下、便宜上政府 output のうち最終的なものを Gf であらわし、中間財的なものを Gm であらわす。)

他方、間接的な意味では、そして又總體としては、政府 output にたいする支拂に相應している税金<sup>8)</sup>はどうかといふと、これは大別して三種類に分けることができる。第一には、個人が支拂う直接税。第二には、法人が支拂う直接税。第三に

7) 紙面の制約もあるし、この論争を詳しく述べることは、ここでは差控えねばならない。又ここに提案する方法も現在では新しい方法ではない。簡単な形では、私はすでに前掲の「一橋論叢」(昭和18年)の論文で言及した(p. 40)、より詳細な形では、1942年に Leontief 教授の input-output research の一環としての拙稿 “The Government Sector in National Income Calculation” (未発表) の中に展開した。その後、アメリカ商務省の國民所得部などは、1947年の改訂以来、ほぼこれに近い方法を採用している。しかし、統計的には同じ操作であっても、その理論付けは異なるばあいがあるのであって、この點ではアメリカ商務省の理論付けと私のそれとは必ずしも一致していない。

8) 政府は税金以外に國民又は外國から借金をしてその活動のための資金をうることもできるが、ここでは問題をできるだけ簡単化するために、政府は税金だけにたよるという假定の下に論をすすめる。

は間接税である。これを二つにくくってしまって、「直接税と間接税」というふうにした方がよいか、あるいは又、「個人税と事業税」というふうにした方がよいか、いろいろの問題があるが、基本的な議論には大した影響はない。それでここでは、個人が所得の中から支拂う直接税と、企業が通常は経費と考えて轉嫁するところの間接税との二種類だけを問題とする。

### III

さて問題は、國民所得を「最終生産物」final product の面から見ればいい、政府の output はどの程度その中に含ませるべきか、という點である。全然入れなかつたのでは、國民所得を過少評価することになりそうだし、全部入れたのでは重複勘定になるようみえる。どこかで線を引かねばならぬようだが、一體どこで線を引いたらよいか。更に、概念の上では線を引けるとしても、政府の output は市場で「客観的な」評価がなされるわけではないから、統計的にはどのような評価やふりわけによって線をひいたらよいか。又、final product の面では一應の答が出たとしても、國民所得のいま一つの面である factor payments の面では、いわゆる「三面等價の原則」を満足させるために、どのような調整を行わねばならないか。いずれにしても、右の一連の問題にたいする解決の方法は、政府によって與えられているサービスが假りに民間企業によって賣られたとしたばあい得られる國民所得總計の數字と異なる結果を招いたのでは困る。果してこのような test of invariance にたえうるような方法がありうるかどうか。

右の諸問題にたいして、國民所得論の立場から與えられてきた解決方法には、大きく分けて三通りのものがあった。

#### 1 政府を交換經濟的に取扱う方法。

これはサイモン・クズネツ<sup>9)</sup>がかつて主張していた方法であつて、政府をめぐる經濟行爲を、あたかも民間企業をめぐる經濟行爲であるかの

9) Studies in Income and Wealth, Vol. II, 1938 の中の Kuznets の論文、および Kuznets, Simon; National Income and Its Composition, 1941 を参照。

とく見なす、という見方である。したがつて、その一ぱん極端な形では、個人が所得の中から支拂う直接税は個人が政府から受けとるサービスにたいする代價であると見なし、企業が支拂う間接税は企業が政府から受けとるサービスにたいする代價であると見なすわけである。つまり國民は直接税で Gf を買ひ、企業は Gm という中間財を買つたために間接税という形の経費を支拂う、と見なされる。

このような考え方は、常識的にいっても相當無理があるように思えるのだが、實際はアメリカでも 1921 年に National Bureau of Economic Research がはじめて國民所得統計を推計しはじめて以来、1947 年に商務省が國民所得統計を改訂するまで、いろいろ多少の變型はあったにしても、廣く使用されてきた。この立場は、基本的には Gf と Gm の區別を行うことの必要をみとめながら、それを直接的に行うこととは却つて人爲的なエレメントを加えることになって好ましくないので、近似的にはいっそのこと税金の支拂額をもつて、Gf と Gm それぞれの社會的評價に相當するものと見なそうといふのである。クズネツは、政府をめぐる經濟行爲を企業をめぐる經濟行爲と同一視するこの立場を辯護して、所得稅が若しも受けるサービスの代價として高すぎると思うならば、その人はその國を去ることもできるはずだとさえ云つたほどであった。<sup>10)</sup> しかし、クズネツ自身が最近はこの立場を次第に修正するようになり、ついに最も最近<sup>11)</sup>では完全にこれを放てきてしまったし、アメリカ商務省も 1947 年に別の方法に變えてしまつたから、現在では、その支持者をほとんど失つた状態である。

#### 2 政府中間財 (Gm) を直接的に推計する方法。

Gm を直接的に推計するのは、それが中間財であるだけに、それを含んだ最終財があると見なさなければならず、したがつて Gm の部分が二度

10) 前掲 Studies in Income and Wealth, Vol. II. p. 299 を見よ。“Where the tax is on income, there is the alternative of remaining a member of a given community or not.”

11) Kuznets, Simon; “Government Product and National Product” August 1949 (英國で開かれる國際國民所得學會における報告) を見よ。

國民生産物の中に計上されることのないように差引く必要があると見なされるからである。この方法はスエーデン<sup>12)</sup>やドイツ<sup>13)</sup>において早くから利用されており、アメリカでもゲルハルト・コルム<sup>14)</sup>がこれを主張した。最近は多くの國民所得論者がこの立場に立っており、中でもハバラーとヘーゲン<sup>15)</sup>、シャウプ<sup>16)</sup>等の最近の論作は本格的に、國民所得と政府との關係をこの立場から取上げたものであるし、クズネット<sup>17)</sup>の最近の論文も、多少の變化はあるものの、基本的にはこれと同じ立場に立っている。

### 3 政府中間財 (Gm) を別に區別しない方法。

この立場をとるものにも、實は二いろある。一つは、概念の上では Gm と Gf とを區別することが望ましいのだが、統計的に到底できがたいので、いっそのこと政府の output はその全部を最終財とみると云う立場であり、いま一つは、概念の上でさえ區別する必要はないのであって、政府の output はその全部を最終財と見なして差支えないと云う立場である。前者はヒックス<sup>18)</sup>などが一時とっていた立場であるが、やはりカテゴリーとしては Gm をみとめるのであるから、統計上の近似化が得られるようになるにつれて立場として

12) Lindahl, Eric; Dahlgren, Einar; and Kock, Karin; National Income of Sweden, 1861-1930, 1937. 特に Vol. I, pp. 226-231 を参照。

13) Das Deutsche Volkseinkommen vor und nach dem Kriege, Einzelschriften zur Statistik des Deutschen Reiches, Nr. 24, Berlin, 1932 參照。

14) Studies in Income and Wealth, Vol. I, 1937 の中の Colm, Gerhard; "Public Revenue and Public Expenditure in National Income" を見よ。

15) Haberler, Gottfried and Hagen, Everett E.; "Taxes, Government Expenditures, and National Income" Studies in Income and Wealth, Vol. VIII, 1946 を見よ。

16) Shoup, Carl S.; Principles of National Income Analysis, 1947, Chapter 7 "The Government Sector" pp. 231-288 を見よ。

17) Kuznets の前掲國際國民所得學會における報告および Kuznets; "Discussion of the New Department of Commerce Income Series" The Review of Economics and Statistics, August 1948 を見よ。

18) Hicks, J. R. and Hicks, U. K.; "Public Finance in the National Income" The Review of Economic Studies, Feb. 1939, p. 150 を見よ。

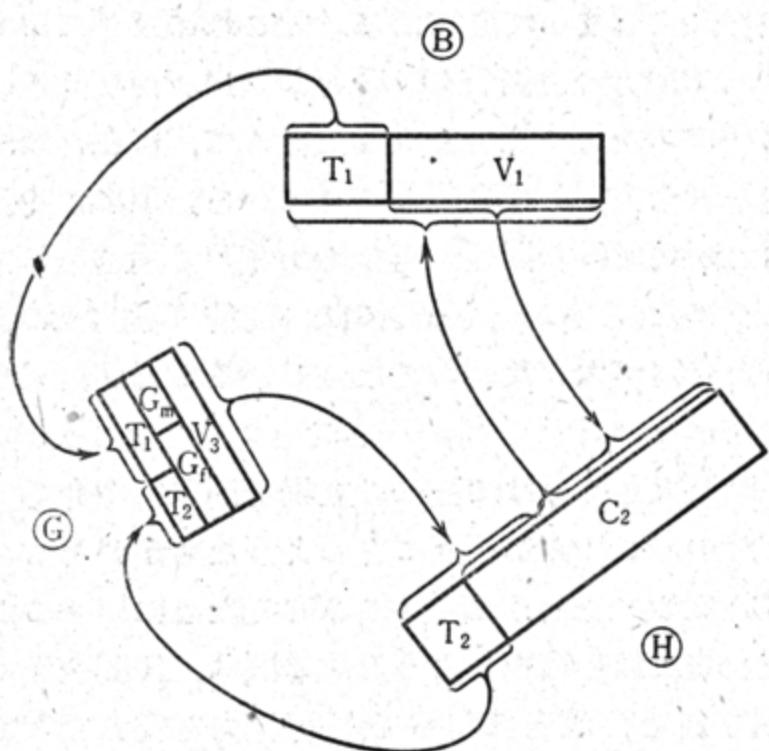
の根據も弱まってきている。<sup>19)</sup> これに反して後者は、アメリカ商務省が 1947 年の國民所得統計の改訂<sup>20)</sup>にあたって採った立場であって、現在再び有力な考え方として登場してきている。現にこの政府と國民所得の問題が再びやかましく論じられるようになったのも、一つには、商務省専門家のとった立場が大きな刺戟となっていることは、疑う餘地がない。<sup>21)</sup>

以上大きく分けて三つの立場を簡単に紹介してきたが、これらが相互にどのようなちがいをもっているかを一そはつきりさせるために、一つの模型的な圖を利用しよう。次の圖は、民間企業の部門 B と、政府部門 G と、労働力を賣る個人家計の部門 H との三部門の總流通關係を、きわめて單純化した假定の下にえがき出したものである。使われている記號は、圖に明らかとおりであって、企業の部門では、問題を單純化するために不變資本と利潤とを捨象してある。勿論、これらを入れても、ここで議論の關するかぎり同じ結論になる。矢印は貨幣の動く方向を示しており、外側に出ていた矢印は交換經濟圏の外での貨幣流通を示す。つまり政府にたいして支拂われる稅金がそれである。この圖で云えば、要素支拂 factor payments の總額は  $V_1 + V_3 (= H)$  にあたり、これが明らかに所得の合計額である。そして「稅引き後の所得」は  $H - T_2 (= C_2)$  にあたることも明瞭であろう。

19) Hicks, J. R.; "The Valuation of the Social Income—A Comment on Professor Kuznets' Reflections" *Economica*, August 1948, p. 164 を参照。

20) National Income: Supplement to Survey of Current Business, July 1947 を参照。

21) この第三の立場は 1944 年 9 月の英米加三國専門家會議（ワシントンで開催）で一致した結論として確認されたもので、アメリカ商務省の改訂もこれに基いてなされたものと思われる。會議の結論を報告した Edward F. Denison は次のように云っている。“No deduction from the value of governmental services will be made to eliminate indirect governmental services (governmental services to business). None of the participants believed such a distinction feasible, and some were not convinced of its necessity or desirability.” (“Report on Tripartite Discussions of National Income Measurement” Studies in Income and Wealth, Vol. X, 1947, p. 11.)



B 部門	$V_1$ ..... 要素支拂額, $T_1$ ..... 間接税
H 部門	$C_2$ ..... 消費財購入額, $T_2$ ..... 直接税
G 部門	$V_3$ ..... 要素支拂額 $G_m$ ..... 政府中間財推定額 $G_f$ ..... 政府最終財推定額

そこで、この圖にもとづいて、前にのべた三つの立場を比較してみると、どういうことになるであろうか。

### 1 政府を交換經濟的に取扱う方法。

このばあいは、 $T_1$  が  $G_m$  に等しいとみなし、 $T_2$  が  $G_f$  に等しいとみなすわけだから、國民生産物は  $C_2 + T_2 = H$  となり、これが又所得の總額  $V_1 + V_3$  に等しい。統計計算上は一ぱんすっきりしていて簡単である。

### 2 $G_m$ を直接に推計する方法。

このばあいは、第一の方法とちがって  $G_m$  を直接推計するわけだから、 $T_2$  のかわりに  $G_f$  がはいることとなって、國民生産物は  $C_2 + G_f$  となり、これを所得支拂額の面から計算するばあいには、税引き後の所得  $H - T_2$  の上に、獨立に計算された  $G_f$  を加えればよいこととなる。つまり  $H - T_2 + G_f$  である。ハバラーとヘーゲンは相互に同じ結果となる七つの式を掲げているが、<sup>22)</sup> いずれも結局においては  $H - T_2 + G_f$  と

22) Haberler and Hagen; op. cit. pp. 6-10. ただ、第三と第五の式で彼等が income after all taxes というとき、これは  $H - T_2$  の意味、つまり所得として受取られたものの中から差引かれるべき税金はすべて差引くという意味に解し、 $H - (T_1 + T_2)$  とは解しない。そうでなければ彼等の七つの式自身が全部等しくはならない。

なる。シャウプも三つの方法をかかげているが、<sup>23)</sup> やはり右と同じ結果となる。クズネットの最も最近の方法<sup>24)</sup>も、同様に  $H - T_2 + G_f (= C_2 + G_f)$  におちつく。

### 3 $G_m$ を別に區別しない方法。

ヒックスのかつての考え方のように、 $G_m$  は概念的には區別することができるけれど實際上はむつかしいからしない、という立場は、理論的にも一貫しないので、ここでは問題にしないことにしておけば、のこるのはアメリカ商務省の1947年改訂の時の方法であるが、これは個人家計の買う最終財  $C_2$  と、政府 output の總額  $G$  に等しくなり、所得の面で云えば  $H + T_1$  となって、更に書きかえれば  $(H - T_2 + G_f) + G_m$  ともいうことができる。

そこで以上を總括すると、次のとおりである。

	最終財の面からの計算	所得の面からの計算
1	$C_2 + T_2$	$H$
2	$C_2 + G_f$	$H - T_2 + G_f$
3	$C_2 + G$	$H + T_1$ 又は $H - T_2 + G_f + G_m$

23) Shoup; op. cit. p. 258 参照。ここで Shoup の云う Before-tax rule は “Add all factor payments before subtracting any taxes at all, then subtract an amount equal to the cost of the government's services to business.” であり、After-tax rule は “Add all factor payments after subtracting all taxes, then add an amount equal to the cost of the government's services to consumers.” であるが、これを文字通り解釋すると、前者は  $V_1 + V_3 - G_m = (H - T_2 + G_f) - T_1$  となり、後者は  $H - T_2 + G_f$  となって、兩者が一致しないように見えるが、Shoup の用語から推すと（たとえば次の文を見よ。If incomes are taken before taxes, the total has been increased by the forward shifting. p. 245), factor payments の中に  $T_1$  の部分も入れているとみられるので、結果は何れのばあいも  $H - T_2 + G_f$  となる。Shoup は shifting を中心に考えているため、間接税が前方轉嫁されるときも、その部分は一度所得となったものとみることを便宜としたものと思われる。

24) Kuznets; “Government Product and National Product” August 1949, p. 50 を参照。Kuznets のばあいも income shares excluding taxes というのは income shares の中に一度はいったとみなされるものの中から引かれる税はすべて引く、というふうに解しないと彼自身の説明も一貫しない。

こほのかにも、G を Gm と Gf とに分ける方法について、いくつかの異った立場がありうるし、可能性はこれだけにはつきないのだが、一ばん基本的な問題の所在は、以上によって明らかである。<sup>25)</sup> この中で、結局のところ現在一ばん大きく対立して論争の対象になっているのは、第二と第三の立場である。兩者のちがいは、間接税を加えるか否かという問題ではなく、上記の表でも明らかのように、Gm を加えるか否かの問題、あるいは云いかえれば、最終生産物を  $C_2 + G_f$  の形でとるか、それとも  $C_2 + G$  の形でとるかの問題である。そこで次に、この係争點をめぐる論争に眼を轉じよう。

#### IV

ここでの問題としては、かつてのヒックスの立場のように、概念的には Gm と Gf とを區別できるが、統計的にはそれが困難であるから妥協するというような中間的立場は取上げない。一方では、Gm を除かねば重複勘定になる、という立場と、他方では、たとえ Gm と目されうるもののが計出されたとしてもそれを差引く必要はない、という立場との対立である。

國民所得又は國民生産物の概念は net のそれであるから、その中に同じものが二度數えられてはならない、ということは原則的な約束であって、この點は、いずれの立場に立つにしても、まことに承認しなければならぬ。してみると、中間財は、その定義から云っても、最終財の中にはいりこんでゆくわけだから、最終財のところで数えるかぎり、その上更にその中間財を数えることは double counting になるという考え方には、いかにも尤もらしくみえる。Gm を區別して差引かねばならぬと提案する人たちは、この點を當り前のこととして主張する。たとえば、ハバラーは「政府による cost services [コスト的性格をもったサ

ービス、つまり中間財] は直接には消費されることなく、むしろ、何かほかのものを生産するための助けとなり、したがって、それ自體が國民所得の一部として數えられるところの財の價値の中へはいってゆく」<sup>26)</sup> と云っており、コルムは、コスト・サービスは「財の生産の中に吸收されてゆき、したがって、市場のために生産される財の上に加えて social heap の一部を形成するものではない」<sup>27)</sup> と云っており、ネルソンとジャックソンは「それらのもの〔コスト・サービス〕は生産過程に貢献するとされ、したがって、市場へもちこまれるところの財やサービスの價値を高める役割をする」<sup>28)</sup> と云っている。

この命題について注意すべきことは、それが、課税の方法とは全然無関係なものとして主張されていることである。したがってたとえば、極端なばあいをとり、税金はすべて直接税であり、政府の output はすべて中間財的なものであるとしても、Gm を差引くという點においては變りがないとされる。だから前掲圖の記號を使って云えば、 $T_1$  がゼロになり、G はその全部が Gm になるわけだから、ハバラーやシャウプの方法によるときは、國民生産物は  $C_2$  又は  $H - T_2$  となり、第一と第三の方法がいずれも  $C_2 + T_2 (= H)$  になるのにくらべて、政府 output の分だけ少なくなる。

このような考え方方が論理的に正當化されるのは、上に掲げた引用文からも明らかなように、價値の概念を新古典派流に real なもの、實質的なものと見て、制度的に規定されたものと見ないからである。分りやすくはあるが極端な例をひいて云えば、同じパン一斤の「價値」は、たとえその全生産過程が私企業によって生産されたばあいでも、あるいは又、その原料が政府から無料で與えられ私企業は加工の仕事だけをしたばあいでも、全く同じであるという考え方の上に立っている。こ

26) Haberler, Gottfried; "National Income, Saving, and Investment" Studies in Income and Wealth, Vol. II, 1938, p. 144.

27) Colm, G.; op. cit., p. 194.

28) Nelson, Charles E. and Jackson, Donald; "Allocation of Benefits from Government Expenditures," Studies in Income and Wealth, Vol. II, 1938, p. 319.

25) なお一言注意しておくが、アメリカ商務省の1947年改訂においては、「三面等價の原則」にこだわらないで、最終生産物の面では net national product、所得の面では national income という概念をとり、前者は後者よりも  $T_1$  の部分だけ（その他細かい補正もあるが）大きいというふうに定義している。

れは、まさに價値と使用價値との混同である。なるほど使用價値は同じであるとしても、價値はちがう。商品生産のセクターについて云うかぎり、小麥粉が政府によって無料で與えられるばあいのパン生産のための社會的必要勞働時間は、そうでないばあいのパン生産のための社會的必要勞働時間とはちがうはずである。資本制社會における政府のサービスは、自己内包的な商品流通の外にあって、その與件としてのいろいろな條件を維持すること又は變化させることに利用されるものである。その結果は、あるいは利潤率を維持したり高めたりするのに役立ったり、あるいは勞賃法則に影響を與えたりするでもあろう。いずれにしろ、この政府 output を可能にするところのコストは、交換經濟のシステムの中へは移轉されるべき價値部分としてはいりこんでゆかない。云わば、「ハイエク三角形」の中間にははいりこまないで、その底邊に何等かの形で加わるものと見なさるべきであろう。

この點が、新古典派經濟學の價値論に深入りした經濟學者にはなかなか諒解されないで、却って國民所得統計の實務にあたっている人たちによつて正しく把握されているということは、きわめて興味深い點である。たとえば、カナダ政府の統計局は、國民所得統計の中で政府 output の一部としての道路建設を論じて云うには、「產業はその道路使用のために何も直接には拂わない、したがつてこの〔道路の〕サービスの價値が民間企業の賣上收入の中に含まれていると假定する必要は全くない」<sup>29)</sup>と。又、アメリカ商務省の國民所得部の人たちも、この問題にかんするクズネットとの論争において、前にかけた小麥粉とパンとの例をひいて「小麥粉は民間業者にたいして無料で提供されるのだから、それは業者にとってコストの一部とはならず、したがつて彼等の最終製品の市場價値の構成要素とはならない」<sup>30)</sup>と云つてゐる。

29) National Accounts: Income and Expenditures, 1938-1945; Dominion Bureau of Statistics, Canada, 1946, p. 12.

30) Gilbert, Milton, et. al.; "Objectives of National Income Measurement: A Reply to Professor Kuznets" *The Review of Economics and Statistics*, August 1948, p. 185.

こうした考え方についしてハパラーやクズネットの立場の人たちは、最近はもはや以前のように不注意な表現（たとえば上に引用したネルソンとジャックソンのそれのような）はしないで、政府中間財のためにその恩恵を受ける特定の民間企業商品の市場價値が高まるこことはない、という點はみとめる。しかしその代りほかの所で誰かがその中間財のためのコストを支拂つてゐる、ただその中間財のための支拂と享受とが商品社會のように直接照應しないだけである、と云うのである。<sup>31)</sup>

しかし、「ほかの所で支拂つてゐる」と云つても、それは稅金として支拂つてゐるわけで、いまもし稅金はすべて所得の中から支拂われていると考えるならば、それに對應する政府の output は、たとえ云わゆる中間財的なものであつても、「ハイエク三角形」の底邊で買われたものとして最終財として取扱うことを妨げないはずである。そこで、稅金をすべて「所得の中から支拂われたもの」と考えることはできないではないか、間接稅などは何人の所得ともなる前に經費としておとされるではないか、という反問もありうる。しかしそうなると、稅金が直接稅であるか間接稅であるかによって結論がちがうということを含意することになつて、云わゆる「Gm 論者」の最近の立場からは好ましくないことになるし、より基本的には、稅金は、たとえ間接稅であつても、再生產表式記號の V + M の中から支拂われるものと見るのが妥當である、と云うべきであろう。間接稅の部分が經費としておとされるかどうかは資本主義社會の會計上のコンヴェンションであつて、理論的には別個の考え方がありうるし、又、間接稅の部分は轉嫁されてつきつきと商品のねだんを高くしてゆくではないかという反問にたいしては、社會總流通の立場から云えれば、直接稅でもつきつきと商品（勞働力を含めて）のねだんを高くしてゆくことにおいては變りはない、と答えることができると思う。ただ轉嫁の如何によつては、實質國民所得を計上するときの物價指數を適當にあんぱいしなければならぬということはたしかである。

31) たとえば Kuznets, S.; "Government Product and National Product" pp. 8-9 脚註を見よ。

アメリカ商務省の1947年改訂にたいするクズネットの最近の批判においては、上記の點とはちがつたま一つ重要な問題が提起されている。それは net の概念としての國民所得又は國民生産物そのものの規定に關することであって、クズネットは「純」net という概念が「經濟活動の最終目的」<sup>32)</sup> と無關係には規定できない、という點を強調する。このことを政府 output に關連させて云えば、「大部分の政府活動は基礎的な social framework を保持するためのものであり、したがって修繕又は維持に類するもの、すなわち、たとえ費用はかかるとしてもそれ自體においては經濟的純收益をもたらしえないものである」<sup>33)</sup> ということになる。つまり、たとえて云えば、行政的司法的な仕事などは一つの經濟社會が成り立つてゆくためのコストの性格をもっているのであって、そういうコストあってはじめて純所得・純生産の概念が成立するのであり、そのコスト的なサービスを純所得や純生産のなかに計上することは「純」の意味をなくするものであるという。したがってクズネットのはあいには、Gm と Gf とを區別するにしても、Gf の中にはいるべきものを非常に厳格に解釋し、ごく限られたものしか入れていない。<sup>34)</sup>

32) Ibid., pp. 9-11 參照。

33) Kuznets; "Government Product and National Product" pp. 9-10.

34) Ibid., pp. 19-31 參照。

クズネットがこのような問題を新しく強調するのは、おそらくは、國民所得とか國民生産物とかいう概念を經濟的福祉の指標として使うというピグー以来の傳統を一そう意味あらしめようとしているためであろうと思われるが、商品生產社會の論理としては、いかにも無理である。政府 output についてそういうことを云いだせば、民間企業や個人サービスの分野でも、社會的には望ましくないことの明瞭な最終財がいくらもあることだし、個人の消費財にしても「維持」や「修繕」のためのものが多いし、もっと分りやすい例で云えば、學者の本や萬年筆や原稿用紙は中間財と云わねばならぬし、又、社會制度の特性にもとづいて程度のちがう「所得介入」<sup>35)</sup> の現象も考慮に入れられねばならぬということになってくる。アメリカ商務省の國民所得學者たちも、この點についてクズネットを正しく批判している。<sup>36)</sup> 元來、交換經濟妥當の概念としての國民所得は、それが不可避的に内包している限界を承知の上で經濟分析に利用しうる分野を論じた方が適當であると思う。

したがって結論として私は、政府 output の取扱いは、アメリカ商務省の方法と同じく、その全體を最終財として國民生産物の中に計上する立場を支持する。

35) 都留重人「國民所得概念への反省」p. 28 參照。

36) Gilbert, Milton, et. al.; op. cit., pp. 188-9 參照。